

お知らせ

設計便覧の運用事項について

滋賀県土木交通部では、国土交通省近畿地方整備局の設計便覧に準拠し、**当部で定める同便覧の運用事項**と一体的に運用することとしました。

この運用は、平成19年2月1日以降に着手する設計業務等に適用します。

国土交通省近畿地方整備局の設計便覧については国土交通省近畿地方整備局のホームページから閲覧・ダウンロードできます。